

新

旧

<p>(一) 一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等</p> <p>第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2-8 略</p> <p>9 省令第五条の五の三、省令第十条の十の二、省令第十二条の十の三の届出書は、別記様式第八号の二によるものとする。</p> <p>10 法第九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第九号による届出書によるものとする。</p> <p>11 省令第五条の八第一項の届出書は、別記様式第十号によるものとする。</p> <p>12 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十一号によるものとする。</p> <p>13 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。</p> <p>14 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。</p> <p>15 省令第十二条の七の七第二項の届出書は、別記様式第十三号の二によるものとする。</p> <p>16 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、別記様式第十三号の三によるものとする。</p> <p>17 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、別記様式第十三号の四による届出書によるものとする。</p> <p>18 法第八条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>19 前項の規定による申請は、別記様式第十四号による申請書によるものとする。</p> <p>20 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</p>	<p>(一) 一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等</p> <p>第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2-8 略</p> <p>9 法第九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第九号による届出書によるものとする。</p> <p>10 省令第五条の八第一項の届出書は、別記様式第十号によるものとする。</p> <p>11 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十一号によるものとする。</p> <p>12 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。</p> <p>13 省令第六条第一項の届出書は、別記様式第十三号によるものとする。</p> <p>14 省令第十二条の七の七第二項の届出書は、別記様式第十三号の二によるものとする。</p> <p>15 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、別記様式第十三号の三によるものとする。</p> <p>16 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、別記様式第十三号の四による届出書によるものとする。</p> <p>17 法第八条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>18 前項の規定による申請は、別記様式第十四号による申請書によるものとする。</p> <p>19 前項の申請書には、許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</p>
---	--

新

(産業廃棄物処理業等の許可等に係る添付書類)

第四条の三 次表上欄に掲げる申請書及び届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

申請書等	添付書類
一 省令第九条の二第二項の申請書 二 省令第十条の四第一項の申請書 三 省令第十条の十二第一項の申請書 四 省令第十条の十六第一項の申請書 五 省令第十一条第一項の申請書 六 省令第十二条の十一の四第一項の申請書 七 省令第十二条の十一の五第一項の申請書	一 申請者が法人である場合には法第十四条第五項第二号に規定する役員とし、申請者が法第十四条第五項第二号に規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、申請者が政令第六條の十に規定する使用人がある場合には当該使用人を含むが法第七条第五項第四号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
一 省令第十条の十第二項の届出(省令第十条の十一第一項第二号に係るものに限る。) 二 省令第十条の二十三第三項の届出(省令第十条の二十三第一項第二号に係るものに限る。) 三 省令第十二条の十の二第二項の届出(省令第十二条の十の二第一項に係るものに限る。) 省令第十二条の十二第一項の届出	一 届出者が法第十四条第五項第二号イからハまでに該当しない者であることを証明する書面 二 届出者が法人である場合には法第十四条第五項第二号ニに規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号ニに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者が政令第六條の十に規定する使用人がある場合には当該使用人を含むが法第七条第五項第四号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
省令第十二条の十二第一項の届出	届出者が法人である場合には法第十四条第五項第二号ニに規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者が政令第六條の十に規定する使用人がある場合には当該使用人を含むが法第七条第五項第四号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

旧

(産業廃棄物処理業等の許可等に係る添付書類)

第四条の三 次表上欄に掲げる申請書及び届出には、当該下欄に掲げる書類を添付するものとする。

申請書等	添付書類
一 省令第九条の二第二項の申請書 二 省令第十条の四第一項の申請書 三 省令第十条の十二第一項の申請書 四 省令第十条の十六第一項の申請書 五 省令第十一条第一項の申請書 六 省令第十二条の十一の三第一項の申請書 七 省令第十二条の十一の四第一項の申請書	一 申請者が法第十四条第五項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した書類 二 申請者が法人である場合には法第十四条第五項第二号ニに規定する役員とし、申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、申請者が政令第六條の十に規定する使用人がある場合には当該使用人を含むが法第七条第五項第四号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
一 省令第十条の十第二項の届出(省令第十条の十一第一項第二号に係るものに限る。) 二 省令第十条の二十三第三項の届出(省令第十条の二十三第一項第二号に係るものに限る。) 三 省令第十二条の十の二第二項の届出(省令第十二条の十の二第一項に係るものに限る。) 四 省令第十二条の十二第一項の届出	一 届出者が法第十四条第五項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した書類 二 届出者が法人である場合には法第十四条第五項第二号ニに規定する役員とし、届出者が法第十四条第五項第二号ニに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者が政令第六條の十に規定する使用人がある場合には当該使用人を含むが法第七条第五項第四号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 三 上欄第三号に掲げる届出である場合には、届出者の住民票の写し(本籍の記載があるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。) 四 届出者が法第十四条第五項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した書類

新

(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)

第十条 略

前項の申請書には、省令第九條の二第二項第一号から第十四号まで又は省令第十條の四第二項第一号から第八号までに規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(最終処分場の台帳の閲覧)

第十九條 法第十九條の十一第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、別記様式第二十三号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第二十條 政令第十七條第一項の規定による申請書は、別記様式第二十四号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第二十二條 政令第二十條の規定による届出は、別記様式第二十六号によるものとする。

前項の届出書には、変更に係る省令第十六條の三に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)

第二十三條 政令第二十一條の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、別記様式第二十七号によるものとする。

旧

(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)

第十条 略

前項の申請書には、省令第九條の二第二項第一号から第十三号まで又は省令第十條の四第二項第一号から第八号までに規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(最終処分場の台帳の閲覧)

第十九條 法第十九條の十第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、別記様式第二十三号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第二十條 政令第十五條第一項の規定による申請書は、別記様式第二十四号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第二十二條 政令第十八條の規定による届出は、別記様式第二十六号によるものとする。

前項の届出書には、変更に係る省令第十六條の三に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)

第二十三條 政令第十九條の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、別記様式第二十七号によるものとする。

別表第二(第二十六条関係)

<p>提出書類 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第一号) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第五号)</p>	<p>提出部数 一部 政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設については、法第八条第四項の規定による縦覧条数の規定に、関係市町の必要部数を加えた部数</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長 当該施設の所在地が二以上の区域にまたがる場合は、当該地域の長が主たる管する地域の長</p>
<p>提出書類 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第三号) 特定一般廃棄物最終処分場状況報告書(別記様式第四号) 一般廃棄物処理施設の譲受け・借受け許可申請書(別記様式第十一号) 合併・分割認可申請書(別記様式第十二号)</p>	<p>提出部数 一部</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長 当該施設の所在地が二以上の区域にまたがる場合は、当該地域の長が主たる管する地域の長</p>
<p>提出書類 一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第九号) 一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第十号) 一般廃棄物処理施設相続届出書(別記様式第十三号) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書(別記様式第十三号の二) 産業廃棄物処理施設</p>	<p>提出部数 二部</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長</p>

別表第二(第二十六条関係)

<p>提出書類 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第一号) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第五号)</p>	<p>提出部数 一部 政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設については、法第八条第四項の規定による縦覧条数の規定に、関係市町の必要部数を加えた部数</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長 当該施設の所在地が二以上の区域にまたがる場合は、当該地域の長が主たる管する地域の長</p>
<p>提出書類 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第三号) 特定一般廃棄物最終処分場状況報告書(別記様式第四号) 一般廃棄物処理施設の譲受け・借受け許可申請書(別記様式第十一号) 合併・分割認可申請書(別記様式第十二号)</p>	<p>提出部数 一部</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長 当該施設の所在地が二以上の区域にまたがる場合は、当該地域の長が主たる管する地域の長</p>
<p>提出書類 一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第九号) 一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第十号) 一般廃棄物処理施設相続届出書(別記様式第十三号) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書(別記様式第十三号の二) 産業廃棄物処理施設</p>	<p>提出部数 二部</p>	<p>提出機関 当該施設の所在地を所管する地域の長</p>

新

<p>に於いて処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書(別記様式第十三号の四)</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書(別記様式第十四号)</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請書(省令第十一号) 産業廃棄物処理施設変更許可申請書(省令第十二号の九)</p>	<p>産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(省令第十二号の四) 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書(省令第十二号の七の五) 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け許可申請書(省令第十二号の十一の四) 合併・分割認可申請書(省令第十二号の十一の五)</p>	<p>産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(省令第十二号の十の二) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(省令第十二号の十一の二) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(省令第十二号の十一の三) 産業廃棄物処理施設相統届出書(省令第十二号の十二) 土地の形質変更届出書(省令第十二号の十三) 省令第十二号の三十八及び省令第十二号の三十九)以下略</p>
<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>一部(政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設については、法第十五条第四項の規定による縦覧の必要ない)</p>	<p>一部</p>	<p>二部</p>

旧

<p>に於いて処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書(別記様式第十三号の四)</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書(別記様式第十四号)</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請書(省令第十一号) 産業廃棄物処理施設変更許可申請書(省令第十二号の九)</p>	<p>産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(省令第十二号の四) 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書(省令第十二号の七の五) 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け許可申請書(省令第十二号の十一の三) 合併・分割認可申請書(省令第十二号の十一の四)</p>	<p>産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(省令第十二号の十の二) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(省令第十二号の十一の二) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書(省令第十二号の十一の三) 産業廃棄物処理施設相統届出書(省令第十二号の十二) 以下略</p>
<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>一部(政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設については、法第十五条第四項の規定による縦覧の必要ない)</p>	<p>一部</p>	<p>二部</p>

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	1 当該一般廃棄物処理施設を建設することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類		
	2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書		
	3 最終処分場においては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		
	4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設においては、処理工程図		
	5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図		
	6 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
	7 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
	8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
	9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
	10 申請者が法人である場合は、定款又は附則並びに登記簿の謄本		
	11 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。)		
	12 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類		
	13 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し		
	14 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し		
	15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本		
	16 申請者に法令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し		

新

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	1 当該一般廃棄物処理施設を建設することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類		
	2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書		
	3 最終処分場においては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		
	4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設においては、処理工程図		
	5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図		
	6 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
	7 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
	8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
	9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
	10 申請者が法人である場合は、定款又は附則並びに登記簿の謄本		
	11 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。)		
	12 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類		
	13 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し		
	14 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し		
	15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本		
	16 申請者に法令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し		

旧

欠格要件に係る届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者
郵便番号
住所

氏名

印

(法人にあつては、生たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

第9条第6項
第14条の2第3項において
第14条の5第3項において
第15条の2の5第3項にお

準用する同法第7条の2第4項
準用する同法第7条の2第4項
いて準用する同法第9条第6項

一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	設置の場所
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	の種類
許可の年月日及び許可番号	
欠格要件の区分及び当該欠格要件に該当 するに至つた具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	

注1 不用の文字は、閉すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 判 4 とすること。

新

旧